平成２１年（フ）第４８３７号
千葉県八千代市ゆりのき台３－７－１－６－701、開始決定時の住所千葉県佐倉市西志津１丁目11－８－326
破産者　越川　義孝
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４９３１号
東京都文京区向丘２丁目18－６
破産者　緑川　　進
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４９５８号
東京都中野区大和町１丁目53－３
破産者　青木　　仁
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５０４２号
千葉県習志野市屋敷２丁目20－９－１－101
破産者　竹浪　良江
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５０７０号
埼玉県川口市並木元町１－65－1110、開始決定時の住所東京都練馬区土支田４丁目９－22－303
破産者　吉川　　豪
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５１１１号
東京都江戸川区南葛西４丁目14－24　第３マルヨシビル201、開始決定時の住所東京都江戸川区南葛西６丁目20－14－302
破産者　村松　　紘
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５１３４号
茨城県下妻市下妻丙676－６
破産者　門井　和江
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６１０号
東京都練馬区関町南１丁目１－27－212
破産者　板坂　智夫
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７２０号
神奈川県海老名市国分北３丁目13－38、開始決定時の住所東京都世田谷区弦巻３丁目25－４
破産者　五十嵐功三
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７９８号
東京都昭島市宮沢町２丁目26－１－203
破産者　土井　　崇
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５９９５号
東京都三鷹市新川５丁目６－20－404
破産者　清水　公子
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６０１３号
東京都品川区戸越１丁目３－２－203
破産者　近藤　裕二
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６１８４号
東京都目黒区八雲３丁目４－17
破産者　仁科　和枝
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６１８５号
東京都練馬区石神井町７丁目24－29
破産者　久松比佐江
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６１９７号
東京都世田谷区経堂４丁目14－10－403、開始決定時の住所神奈川県川崎市高津区下野毛３丁目14－４－２Ｆ
破産者　林　　一武
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６２０９号
神奈川県川崎市麻生区千代ケ丘１丁目３－１第９旭マンション303
破産者　松永　良太
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６２１０号
東京都目黒区南１丁目24－３
破産者　新井　猛士
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６２１６号
栃木県小山市大字雨ケ谷新田76－33　フラワーＲスマイル102
破産者　増渕　弘行
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６２１７号
栃木県小山市大字雨ケ谷新田76－33　フラワーＲスマイル102
破産者　増渕　美香（旧姓綾部）
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６２２１号
埼玉県川口市芝園町３－２－704
破産者　今野　義幸
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６２２９号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸５丁目８－23－713
破産者　鎌田　正人
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部